

日露戦争捕虜収容所としての寺院利用

—大津市・園城寺を中心に—

野村さなえ

はじめに

大津市皇子が丘にある大津陸軍墓地には、日露戦争の際に日本に送られたロシア兵捕虜の墓がある。滋賀県平和記念館による調査報告書によれば、碑の正面には「露國第四狙撃手聯隊第三中隊列兵 イワン オシホフ ドラトフスキ」、左面には「明治三十八年五月二十日病死」、右面には「千八百七十五年六月十五日生」と刻まれている。^① 満二十九歳、三十歳の誕生日を迎える間際に死亡したロシア兵である。日露戦争時に大津市にあった捕虜収容所で病死したロシア兵捕虜であることが、防衛省防衛研究所所蔵資料によっても裏付けられる。^②

現在までその痕跡が残されているものの、大津の日露戦争捕虜収容所に関する研究は数少ない。日露戦争時のロシア兵捕虜に関しては、吹浦忠正氏の『捕虜たちの日露戦争』^③があり、全国の収容所の概要や捕虜への処遇の事例を記している。地域における収容所の実態に着目したものとしては、最初に収容所が設置された松山に関するまとまった研究がある。^④ 一方、その他の地域の収容所については研究が少なく、大津収容所に関しては、『新修大津市史 第五巻』^⑤にその概要が述べられているほか、生嶋輝美氏が、滋賀県立公文書館所蔵の歴史公文書に依拠して、収容所となった

園城寺（三井寺）による請願を取り上げているのみである。天津市内の收容所の全体像は判明しておらず、市内のどの寺院が使われたのか、また陸軍との契約から設置に至る経緯等は詳らかにされてこなかった。

大津に設置されたロシア兵捕虜收容所の様相はいかなるものだったのだろうか。本稿では、これまで扱われてこなかった防衛研究所所蔵の陸軍側の資料や当時の新聞記事等をふまえて、大津における日露戦争捕虜收容所の全体像を明らかにする。また、主要な收容所として用いられた園城寺は、日露戦後に修理費の補助を請求しているが、このように寺院側が市や県の後援を受けながら主体的に訴え出た例は、松山收容所の各寺院には見られない動きである。園城寺の請願について、同寺の近代における陸軍との関係を検討したい。

第一章 大津市に置かれた捕虜收容所

第一節 日露戦争とロシア兵捕虜收容所

日露戦争の際には、七万余というロシア兵が捕虜となり日本に送られた。⁽⁸⁾一九〇四年二月十四日に陸軍、同十七日に海軍がそれぞれの「俘虜取扱規則」を制定、同二十一日には東京に「俘虜情報局」が設置されている。当初、捕虜收容所として松山、丸亀、姫路、福知山、名古屋、静岡が選定されていた。その後、旅順要塞の降伏によってさらに多くの捕虜が出たため、追加して各地に收容所が設けられ、全国で計二十九か所の地域に捕虜が配置された。

日露両国は「陸戦の法規慣例に関する条約」（ハーグ条約）に基づき、捕虜の待遇に相当の配慮をした。收容所では、多民族によって構成されていたロシア兵各々の宗教に応じた人員配置を行うなど、日露戦争においては捕虜が人道的な処遇を受けたことで知られる。

建物は捕虜の「名譽ト健康トヲ保持シ且其ノ逃走ヲ防止」するため、陸軍兵舎または陸軍建築物、寺院そのほか公共建築物や民家を充当した。收容所には努めて通訳を配属したほか、食料、衣服などは日本軍と同等かそれ以上の標

準のものを支給し、捕虜将校の家族が来日した際には、同居や自由散歩を許可した。しかし、このような厚遇にもかかわらず、逃走を図った捕虜があり懲罰に処せられる事件もあった。^④

收容所として使用された建物は、全国で総計二百二十一件の内、「教会堂及寺院」が百六十五件と大半を占め、松山（十九件）、大津（二十九件）、伏見（二十二件）、仙台（三十一件）が目立って多い。^⑩ 大津に近い京都の伏見捕虜收容所には、旅順、奉天兩戦におけるロシア兵捕虜が收容されることとなり、東福寺、本圀寺、妙法院、智積院等が收容所として使われている。^⑪

大津收容所の開設は一九〇五年三月十八日、閉鎖は同年十二月二十六日である。大津には三月二十三、二十四日の兩日に千五百名の捕虜が来着、園城寺山内の諸院をはじめ、市内の各寺院、交道館（当時の大津商業会議所）など、三十四か所の捕虜收容所および関連施設が設置された。^⑫ しかし、取締りが困難となったため、五月二十五日から翌日にかけて、半数が習志野に転送されている。

大津には「俘虜情報局及俘虜收容所職員」として十二名（内、衛生部員として看護長一名、通訳三名）が配属された（一九〇五年十月末日時点）。捕虜が習志野に移動したのちは、大津收容所には、下士兵卒（陸軍七四二人、海軍八人）計七百五十人が收容されている（一九〇五年十月十日時点）。^⑬

第二節 大津市における捕虜收容の顛末

一九〇五年三月に大津に收容所が開設され、十二月に捕虜が帰還するまで、市当局はいかにしてこの事態に対処したのだろうか。具体的にみていきたい。

一九〇五年二月十日の市参事会の決議によって、收容所を大津市に設置する件が陸軍大臣に具申されると、十六日、第四師団参謀桜井文雄大尉、徳沢治三等主計正が来庁し、協議を行った。翌十七日の市参事会における討議の結果、市職員が第四師団経理部へ出張することとなり、翌十八日、助役や市参事会員らが出頭した。三月十三日、第四師団

副官徳沢主計や技手等が来津し、山内寺院を臨検していたところ来電があり、千五百名の收容が知らされる。⁽¹⁴⁾

捕虜收容にあたっては、直前まで捕虜の人数等が把握されておらず、大津市側は急な対応に迫られた。『京都日出新聞』の記事を見ると、当初は将校三十名、従卒三十名ほどの收容予定であったが、急遽千名を收容することとなり、市の職員はほとんど徹夜で市内の調査をしたという。⁽¹⁵⁾ 捕虜の人数は予定よりも次第に増加し、翌々日には千五百名という人数が示されると同時に、園城寺山内及び市内の二十六寺院が收容所として充てられることも報道された。軍当局者との打ち合わせは大津市役所で行い、電灯の架設等にも着手し受け入れの準備を進めたという。⁽¹⁶⁾

市参事会では、捕虜收容に関して臨時市参事会を開き、村田虎次郎市長による協議があった。⁽¹⁷⁾ 大津警察署においては取り締まりのため、收容所各区（後述）に臨時出張所を設置した。また、市役所では市の理事を交道館に招集し、助役より捕虜に対する住民の心得について懇談、これに大津警察署長も列席し、注意喚起すると予定された。同時に、園城寺山内に收容する捕虜の賄い方は八景館が、そのほかの收容所については藪田松太郎（益太郎か）、山口万蔵、竹内定吉の三氏が合資組織を作り、これを請け負うことに決まっている。⁽¹⁸⁾

三月二十三日、午後七時二分着の列車で、六百八十名の捕虜が到着した。その後、午後十一時頃には、第一区收容所である園城寺山内の各寺院、第二区收容所の各寺院それぞれに捕虜を收容し終えたという。⁽¹⁹⁾

この六百八十名中、旅順における投降者は二百四十名あり、内衛生隊百九十名と水兵五十名が混ざっていたが、残りの四百四十名は奉天附近において捕虜となったものであったようだ。⁽²⁰⁾ ロシア兵は新聞記者に向かって片言の中国語や日本語で話しかけてきたらしく、これに対して記者は「頗る興味ありしが又気の毒にもありたり」と感想を述べている。⁽²¹⁾

列車の沿道には雨中にもかかわらず人が群れをなし、警官が派遣されるほどであった。⁽²²⁾ 翌二十四日、残りの捕虜も続々と到着した。收容された捕虜は一旦園城寺山内に集合し、宗教別に宿舎を割り当てられており、⁽²³⁾ 全国各地の收容所で共有されていたロシア兵捕虜への配慮がここでもみられる。また、收容所では捕虜による自炊が行われていたことも、

他の收容所と共通してゐる。⁽²⁴⁾

一九〇五年三月三十日の大津市議會では、ロシア兵捕虜に關係する建議があり、審議のうえ可決された。⁽²⁵⁾ 一つは、捕虜收容所建築に關する建議である。これは、收容所が市内各所に散在することによる弊害を指摘したもので、たとえば、衛兵や通訳官、および取締り巡查に多数の人員を要することや、火災の防備困難、伝染病の発生のおそれ、僧侶の活動や市民の参拝を妨げる等の理由が挙げられた。そこで、市内に適當な場所を選び、收容所を建設する必要があるため、市参事会は本会に付議することを望む旨は可決された。しかし、一大捕虜收容所の建築は実現には至らなかったらしい。それは五月には捕虜数が減じたことや、その後、既定の收容所における運営について重大な問題が発生しなかつたためではないかと考えられる。

また、汚物処理の方法に關する建議では、捕虜の收容も懸念事項として追加されている。「春秋二回大清潔法」実施の際、これまで溝渠から汚物を数時間各道路に堆積していたため多くの感染症患者を発生させた。さらに時局により交通量が増え、捕虜を收容していることもあるため、大津市告示第三一号によつて、今後、汚物は市で雇入れた人夫によつて直接取り上げ、すぐに廃棄するよう提案された。

市議會における建議で指摘されたように、市内に多数のロシア兵が滞在するにあたっては、衛生上の問題が危惧された。かつて日清戦争の際にも、大津市内の東本願寺別院、本長寺が捕虜收容所として使われていた。捕虜のなかには赤痢など感染症に罹患しているものもあつたため、本長寺を隔離病室として充てた経験がある。⁽²⁶⁾

しかし、日清戦争時の捕虜は百名程度であつたのに対し、今回の日露戦争でははるかに多くの捕虜を收容しなければならなかつた。大津市では、一九〇四年二月滋賀県訓令第五号、同二十日滋賀県諭示第三号に基づき、「俘虜收容所ハ勿論附近ノ衛生ニハ一層重キヲ置キ清潔及消毒ノ方法ヲ励行シタルコト」が留意された。⁽²⁷⁾ また、五十歳未満の者に臨時種痘を行うよう図つてゐる。⁽²⁸⁾

大津收容所の捕虜に対しては、市当局や民間有志による各種慰問が行われたほか、捕虜には收容所外への散歩等が

許された。市長助役、市参事会員、市会議長収入役等は各々分担を定めて各区を慰問し、巻煙草千五百個を寄贈、その後、捕虜の賄い方を担当した竹内定吉、藪田益太郎より巻煙草三千八百本、また藪田益太郎ほか十二名より「扇子団扇取交セ八百八拾本」が寄贈された⁽²⁹⁾。捕虜には外出が認められており、高観音への散歩、物産陳列所の観覧等が行われた。ただし、捕虜の外出時には、規程により取締巡查が同行した。このように外出するロシア兵の姿を、大津に住む人びとも目にしていただろう。

市農会の事業として戦時中に開かれた第四回農産物品評会では、ロシア兵捕虜七百五十名に參觀させた。捕虜は農産物の見事な様子に驚き、その場で購入を申し込む者や、帰国後種子の分与を請求する者もあつたらしく、好評を博したという⁽³⁰⁾。この状況を、「我國農産物ノ進歩發達ヲ直接海外ニ紹介シタルモノナリト云ハサルヘカラス」としているところを見ると、ロシア兵捕虜には、日本の産業発展を海外に誇示する窓口としての側面があつたといえる。捕虜への人道的待遇にもみられるように、国際社会における日本の位置が強く意識されていた。

捕虜の帰国に際しては、市民をはじめ多くの関係者が馬場駅（図1-1）でこれを送り出したようだ。一九〇五年七月十五日、非戦闘員百七名が帰還したとき、また、同年十月に終戦を迎え、十二月二十三日にすべてのロシア兵捕虜が帰国の途についたときには、大津市民は馬場駅で見送りをしたという⁽³¹⁾。

第三節 捕虜收容所貸借の契約と施設の配置

本節では、陸軍が大津市から捕虜收容所や関連施設を借りるにあたって結んだ契約の内容と、契約の対象となつた市内の施設の配置についてみていきたい。

留守第四師団経理部長伊藤鈺平は、大津市助役西村元次郎から園城寺善法院ほか三十三か所の全部あるいは一部分、および必要な土地を借り入れるにあつて、一九〇五年三月二十三日、次の事項を契約している⁽³⁵⁾。

第老条 貸借ノ目的タル建物ノ所在、坪数、貸借料、使用開始期日等左記ノ如シ

一、所在地 大津市内善法院外參拾參ヶ所別紙附表ノ通り

一、坪数 第一区、第三区炊事場及交通館接続地諸建坪百貳拾貳坪

一、賃借料 風紀衛兵処壹ヶ月金四円、第二区事務所光西寺壹ヶ月金拾參円、第參区事務所榮泉寺壹ヶ月金七円、同炊事場民有地附属便所壹ヶ月五拾錢

將校收容処ノ善法院、普賢堂、円宗院、同事務所上光院等以上四ヶ寺壹ヶ月ニ付金七拾円 炊事場及交通館接続地諸建 坪壹坪ニ付壹ヶ月金貳錢、寺院宿舍料壹日壹人ニ付金壹錢

但シ千乘院ノ分ハ坪壹錢トス

一、使用開始期日 明治參拾八年參月貳拾參日ヨリ

第貳条 賃借ノ期間ハ前条記載ノ日ヨリ日露戰役ニ関シ借主所要ノ終末ニ至ル迄トス

但シ端日数ヲ生ズルトキハ日割ヲ以テ計算スルモノトス

第三條 第二条ノ期間ニ於テ宿舍ニ必要ナル土地建物ノ修繕ハ貸主ノ負担タルハ勿論臨時借主ヨリ修繕ヲ申込タ

ルトキハ速ニ其要求ヲ充スベキモノトス

第四條 借主ニ於テ宿泊上建物ノ模様替ヲ為サントスルトキハ予メ貸主ノ承諾ヲ得テ之レヲ実施ス

但シ宿舍撤去ノ際ニハ借主ニ於テ賃借當時ノ原形ニ復スルモノトス

第五條 貸主ハ本契約書第二条ノ期間内ニ如何ナル事情アルモ之レガ返還ヲ請求セザルモノトス

第六條 借主ニ於テ予期シ得ヘカラサル事実ニ伴ヒ收容所ノ改廢亦ハ一部ノ撤去ヲ要スルトキハ第二条ニ示ス期間内ト雖トモ隨時解除スルコトヲ得

此場合ニ在リテハ借主ノ通告ニ依リ効力ヲ生スルモノトス

第七條 本契約ヲ当事者双方ニ確守スルノ証トシテ正本貳通ヲ作成シ互ニ署名捺印ノ上各壹通ヲ領置スルモノナリ

明治參拾八年參月貳拾參日

表1：大津市に置かれた日露戦争捕虜関連施設

区名	番号	寺院名・用地（用途）
第一区 ※1	1	善法院
	2	寛勝院
	3	普賢堂
	4	上光院（監督事務所）
	5	円宗院
	6	千乗院（炊事場）
	7	宝寿院
	8	万徳院
	9	本寿院
第二区	10	宗清寺
	11	青龍寺
	12	光西寺（事務所）
	13	伝光寺
	14	長寿寺
	15	本要寺
	16	民家（衛兵所）
	17	光現寺
	18	近松別院
	19	正副寺
	20	本長寺
第三区	21	真常寺
	22	長寿寺
	23	栄泉寺
	24	九品寺
	25	慶善寺※1
	26	栄泉寺（監督事務所）
	27	民有地（炊事場）
	28	乗念寺
	29	常德寺
	30	善通寺
	31	大専寺※2
	32	華階寺
	33	東別院※3
第四区	34	交道館

- ※1 第一区は園城寺の院・堂
- ※2 絵図中は「教善寺」とされているが、位置からして慶善寺と考えられる。
- ※3 絵図中は「大泉寺」とされているが、同様にして大専寺と考えられる。
- ※4 東本願寺別院

この契約書によれば、園城寺にある善法院を含む、大津市内の三十四か所が貸借の対象となっている。使用にあたっては、期間や坪数に応じて貸借料が定められ、各寺院や施設の利用に充てられた。使用開始は一九〇五年三月二十三日で、日露戦争にあたり陸軍が必要とする期間、貸借することと決まっている。

契約は、基本的に借主である陸軍側に有利な内容になっている。たとえば、第三条には、契約期間における土地建物の修繕は貸主の負担とあり、陸軍側が修繕を申し込んだときには速やかに応じることとされた。また、第五条にある通り、契約期間中はいかなる理由があっても貸主は建物の返還を請求できなかった。ただし、建物に模様替えをする際には貸主の許可が必要とされ、また返還時には原状回復が義務付けられた。

大津で収容所となった建物は、園城寺境内の院・堂や、市内に集中する寺院、および公共施設であった。選定された建物を表1に一覧化しており、各寺院や関連する施設の全体の位置関係を「訂正大津市街新地図（明治三十九年四月訂正四版）」（滋賀県立図書館蔵）に加筆して示している（図1-1）。

契約書にあるように、収容所は一定のまとまりごとに四つの区画に分けられ、第一区から第三区までの各区に監督

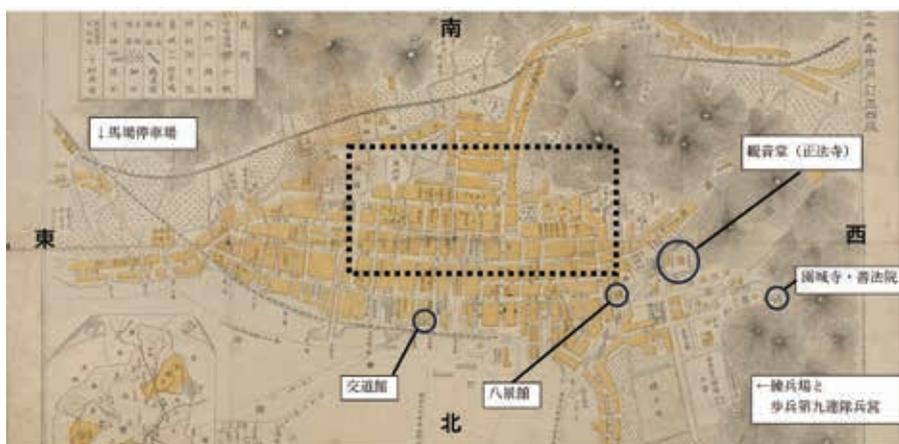


図1-1：大津市街地と捕虜収容所ほか関連施設の位置
 (滋賀県立図書館蔵「訂正大津市街新地図/明治39年4月訂正4版」に加筆)

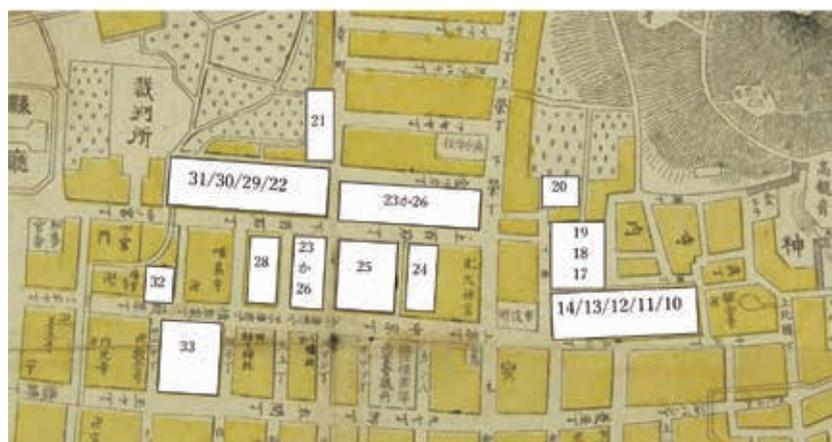


図1-2：第二区、第三区に置かれた収容所および関係施設の位置
 図1-1の黒枠部分を拡大、番号は表1に対応
 (滋賀県立図書館蔵「訂正大津市街新地図/明治39年4月訂正4版」に加筆)

事務所が置かれた。図1-1から概観すると、西から順に第一区、二区、三区があり、湖岸に第四区の交道館があるという配置になる。第一区には園城寺境内にある院や堂が九か所含まれており、第二区には大津市役所の西側に位置する十一か所の寺院および施設が、第三区には市役所の東側に集合する十三か所の寺院および用地が充てられている。第二区、第三区にある寺院の配置は図1-2に示しており、番号は表1と対応している。

第一区、すなわち園城寺境内にある院、堂の位置関係については「園城寺中元北院境内地所／陸軍省御用地之図面」（滋賀県立図書館蔵）に加筆した図2-2を参照されたい。この図面は作成時期が不明だが、第九連隊の造営決定から、滋賀県庁が円満院にあった間に描かれたと考えられ、一八七三〜一八八八年頃のものとして推定できる（図2-1）。現在では失われている建物が多いため、明治前期に存在した園城寺境内の院・坊・堂の名称や位置関係が分かる貴重な図面である。

園城寺境内の捕虜收容所については、当初の契約では九か所の寺院が割り当てられていたが、一九〇五年八月から法泉院、龍泉院、妙嚴院が追加されており、⁽³⁶⁾それぞれA、B、Cとして図2-2に示している。よって園城寺においては、合計で十一か所の境内寺院が使用されたことになる。

なお、第二区の寺院中、契約書の付表にみられる本要寺（15番）と衛兵所として使われた民家（16番）は特定できなかった。また、第三区には同名の栄泉寺が二か所あり（23番と26番）、片方が監督事務所となっているが、位置の判断が困難であったため、図1-1には「23か26」と記している。炊事場となった民有地（27番）の特定は今回行っていないが、同区画の寺院の近隣に位置する場所であろうと推測される。

第四区には交道館という施設が指定されている。交道館は、かつて大津市の湖岸部、現在の浜町にあった商業会議所であり、大津銀行、八幡銀行の間に位置していた（図1-1）。日露戦争時には、在郷軍人の召集や、住民向けに「開戦ノ由来、戦争ノ目的、日露ノ国勢時局ニ対スル国民ノ覚悟及責務等」を講話する集会場、陸海軍による演説場として用いられた。なお、同じく戦時の集会に使用された施設として八景館があり（図1-1）、日本軍勝利の祝賀会など



図2-1：明治前期の圓城寺境内

(滋賀県立図書館蔵「圓城寺中元北院境内地所／陸軍省御用地之図面」に加筆)

滋賀県庁（円満院に置かれた）の南側及び新羅社が境内と定められ、北側は陸軍用地に、その他は地山林となっている。

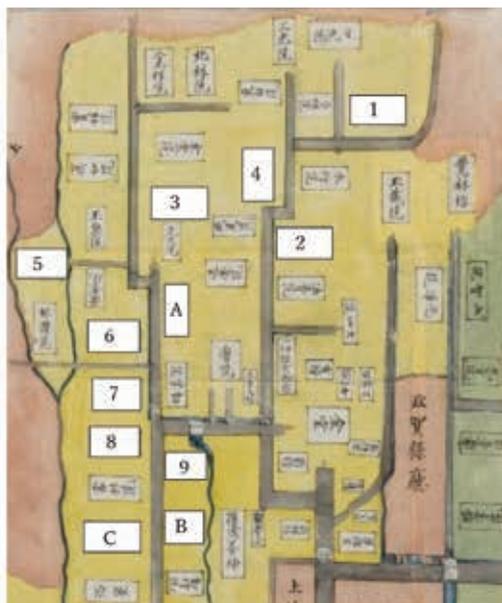


図2-2：圓城寺（第一区）に置かれた取容所および関係施設の位置

図2-1の黒枠部分を拡大、番号は表1に対応、Aは法泉院、Bは龍泉院、Cは妙藏院
(滋賀県立図書館蔵「圓城寺中元北院境内地所／陸軍省御用地之図面」に加筆)

表2：捕虜收容所に支払われた借入料

大津俘虜收容所借入料仕払調書		
月次	摘要	
	金	
1905年3月分	163.085	3月23日より同31日に至る善法院外33か所借入料
3月分	3.500	法泉院に対し3月20日より同26日まで7日間收容所事務室として使用につき、一日金50銭宛にて仕払
4月分	546.740	善法院外33か所
5月分	520.385	前同断
6月分	287.772	善法院外15か所借入料、但收容俘虜減員に付借入家屋返却せしものあるに依る
3月29日～6月23日分	17.400	給養室借入料
7月分	211.480	善法院外13か所借入料、但收容俘虜減員に付借入家屋返却せしものあるに依る
8月分	202.850	善法院外11か所借入料、但前同断
9月分	224.000	善法院外13か所借入料
10月分	228.910	前同断
11月分	224.000	前同断
12月1日～1906年1月17日分	235.089	前同断
計	2,865.211	

がここで開かれている。⁽³⁷⁾

收容所借入料と支払いの調書は表2の通りで、一九〇五年三月分から〇六年一月十七日までの間に計二八六五円二一厘（現在の約五七三〇万円）が陸軍から支払われている。⁽³⁸⁾ただし、〇五年五月には、前述のように捕虜の半数が習志野に移転したため、六月分の支払いから大幅な減額がみられ、借入れていた施設のうち十八か所は、この時点で返還されている。⁽³⁹⁾

大津市に留まった捕虜は園城寺山内に四百五十名、近松別院に百二十二名、光現寺へ二十八名、本長寺へ百十名、正福寺へ三十九名收容されることとなった。⁽⁴⁰⁾これ以降、使用された建物は第一区、第二区の十四か所以内にとどまり、そのうちの大半が園城寺境内にある寺院であった。

園城寺境内の寺院は、三月二十三日から十二月二十四日まで使われており、收容所の公式な閉鎖が十二月二十六日であったことを鑑みても、市内の寺院のなかで最も長く、そして多数の捕虜を收容していたといえる。

第二章 捕虜收容所となった園城寺

第一節 近代の園城寺と陸軍歩兵第九連隊

大津市に設置されたロシア兵捕虜收容所のうち、園城寺が主として用いられた背景には、近代以降における同寺の、陸軍との関係性がある。現在は大津商業高校や皇子山総合運動公園になっている敷地には、かつて広大な陸軍駐屯地があり、兵舎や練兵場が連なっていた。戦前、この場所を歩くと次のような光景が広がっていた。

円満院の門前を北進する道路は、間もなく歩兵第九聯隊第三大隊の営舎にさへ切られ、右折して兵營の前を右にダツ広い練兵場をひかへて北へ続いて居る、此道は南は、三尾神社の北端、総門の前から直線をなす県道で総門から兵營の南端までは五丁近くも有るだらう。

昔から単調を譬へるのに野中の一本道と云ふが、第九聯隊の営舎のどれもこれも同じ姿の建物が連続して数町も続いて居るのは、もつとひどい単調さだ。其上盛に往来するトラックが遠慮会釈もなくまき起す砂煙を、向風にもあふられる日に歩きでもするものなら只の一度であいそをつかすのは必定「中略」明治初年、聯隊が出来る迄は現在の兵營の大半は森林で、円満院の門前からこゝまで直線の大道路が通じて居て、道の両側には、北院に属する多くの寺院が有つたのだが、そこを上地して営舎が建てられ、森も寺も道もすつかり無くなつて「以下略」⁽⁴⁾。

右の文章にもあるように、明治維新後の上地によって、境内以外の山林や土地は官有となり、北院と呼ばれていた一帯は陸軍用地となった。図2-1からは、上地された山林や陸軍用地となった敷地が見て取れる。他にも、明治二(一八六九)年、園城寺境内の円満院が県庁とされると、円満院の機能は勸学院に移動し、新庁舎開庁の一八八八年まで利用されている。その痕跡は、「全部紅ガラのはげたガラス障子がはめられてあり、至る所柱も鴨居も矢鱈に釘あとか残つて居る」⁽⁴⁾ような状況だったという。

ここで、陸軍歩兵第九連隊の駐屯について確認しておきたい。軍事拠点構想は早く、慶応四年四月十一日、軍防局より園城寺に御親兵屯所造営のため一万坪を借り上げる意向が示されていた。同年四月十七日には寺側が請書を提出、二十日には園城寺を实地検分している。ただし、このとき兵營造築は実現しなかった。

一八七三年、徴兵令施行により、六鎮台制に基づき第四師団の陸軍歩兵第九連隊が天津に設置された。同年四月には軍当局兵營建築の動きがあり、九月には亀丘周辺を除く二万九千三百坪を陸軍省に引き渡すよう指示があつた。兵

営は一八七五年に完成し、第九連隊は三月八日に移転、このとき三万千八百坪が軍用地とされており、以後大津営所は徐々に拡大していった。

広大な兵営に隣接する園城寺は、戦没者の慰霊空間としての意味をもつようになった。西南戦争には第九連隊も出兵し、四百四十一名の死者を出した。一八七八年秋以来、近衛・各鎮台で西南戦争の戦死者のための記念碑建立が始まった全国的な動向のなかで、当時の県令・籠手田安定のもと、御幸山に記念碑が建てられた⁽⁴⁴⁾。西南戦争戦死者を弔う記念祭は極めて盛大に執り行われたようで、柴屋町、上の町、四の宮、真町などの芸妓達が練り歩き、碑前は供物や国旗、紅灯に彩られ、正午には煙花が打上げられるなど、大津市街が賑わう様子が新聞で報道されている⁽⁴⁵⁾。

日清戦争時には、山内の堂宇および寺院はすべて徴発、使用され、境内には厩舎などが仮設されて全体が兵営のようになることもあった。また、第九連隊の兵営が火災に遭った際には、再建まで園城寺内の寺院が使われるなど、隣接する兵営の状況に臨時的な対応を迫られた⁽⁴⁶⁾。日露戦争開戦にあたっては、既述のように、捕虜収容所が設置され多大な影響を受けただけではなく、戦争記念事業の一環として造林の計画が浮上したときには、境内の共同墓地が利用されている。一九〇五年一月に実地測量、五月には檜の苗数千本が植栽されたという⁽⁴⁷⁾。

つまり、近代以降、園城寺は兵営に隣接し、広い敷地と一定の人数を収容可能な建物を有するという特質から、戦時には徴発され、境内が軍事色に染まることもあった。さらには、戦没者慰霊、および戦争記念の空間としての役割をも、園城寺は担うようになったのである。

第二節 園城寺の求めた損害賠償

日露戦争後、大津捕虜収容所として使用された寺院中、捕虜の故意または過失により損害された箇所では、立会調査が行われ、賠償金が陸軍より支払われることになった⁽⁴⁸⁾。この調書には、大津市役所書記、園城寺事務長（河村暹尊）、園城寺執事（柳田暹暲）、近松別院輪番代理、光現寺住職の調印がある。園城寺、近松別院、光現寺には、合計一五七

円八八銭が支払われるよう決まった。その内、園城寺に充てられたのは約一二〇円であり、調書には園城寺境内の十一か院の修復箇所と必要な経費内訳が示されている。⁽⁴⁹⁾

しかし、園城寺の「寺中建造物大修理に付補助費下賜願」(以下、「下賜願」)⁽⁵⁰⁾によれば、一九〇六年三月の時点では、陸軍側が修繕費として支払うべき金額はまだ寺側に支払われていなかった。

園城寺が得た宿舍料一二五八円三三三厘(約二五一六万円)と、未交付の修繕費を加えても、寺観回復に要する費用には到底とどかないとし、寺側は追加の境内修理費を陸軍に要求している。「下賜願」は、園城寺執事(原敬讓、柳田暹暲)、事務長(河村暹尊)、住職(直林敬円)から陸軍大臣・寺内正毅に宛てて一九〇六年三月に出されたもので、これには鈴木県知事および村田大津市長の副申も添えられた。

「下賜願」で園城寺は、明治維新後の陸軍の駐屯から、日清・日露戦争に至る経緯について、順を追って説明している。維新後、園城寺は陸軍への境内の割譲によって、北院全体の寺院を廃絶せざるを得なくなった。日露戦争が始まってからは、日清戦争の時と同じように境内の堂宇寺院が徵発・使用され、山内の交通路や境内に厩舎等が仮設された。連隊の出兵後は修理を加え、ようやく元の状況に戻ったという。

しかし、間を置かずに、ロシア兵捕虜の收容所として境内の建物を利用するとの交渉が持ち込まれる。一九〇五年三月、捕虜将校二十余名等を收容するため四か院、雑兵数十名を收容するためさらに四か院を使用に充てるよう交渉があり、園城寺はその意向に応じた。捕虜将校は数日で他へ転送されたが、代わりに兵卒数多を收容し、同八月に至り、「俘虜ニ対スル衛生上ノ利害且風紀取締ニ関シ是非山内寺院ニ收容シ度再三交渉ノ上」、追加して三か院が使われた。「下賜願」によると、寺の規模にそぐわない人数の捕虜を、長期にわたり收容したことによる建物の損傷は甚大なものだった。園城寺側は次のように訴える。

尔ルニ寺中寺院ニシテ平素ノ居住者衆キハ六、七名寡キハ三、四名ニ過キサレニモ拘ラス、畳一帖ニ対シ約一名弱

ノ割ヲ以テ收容セラレタルヲ以テ、其重量ニ堪ヘサルハ無論習俗行動ノ異ナルヨリ自然及故意ノ損害指摘挙スルニ違アラス、〔中略〕仍テ此際根本的各院ニ大修理ヲ加ヘ寺觀ヲ回復致度候得共、該檀信徒ノ補給ヲ受クヘキノ途ナク内資糧不如意折柄如何セン寺力ニ堪ヘ難ク、去トテ此儘ニ擱キ候テハ寺中寺院ノ興廢ニ関スル一大事ニシテ黙視スルニ忍ヒス（句読点は適宜引用者が補った、以下同じ）

陸軍からは戦時徴発の都度宿舍料が下賜され、応急の修理を加えていたが十分ではなく、根本的な大改修のための資金補助が必要であると要求している。畳一帖に対して約一名弱の割合でロシア兵が收容されたという建物への負担に加え、習俗や行動様式の違いから、自然あるいは故意による損害がままあったという。なお、こうした寺院の損傷は、松山收容所でもみられたように、捕虜による壁への落書きが確認されている。⁽⁵¹⁾

ここで園城寺が、陸軍のため、国のために貢献してきた縁由を「戦時奉公」と強調しているところに、兵営に隣接する古刹として同寺が三十年以上対応を余儀なくされてきたことへの当事者意識がみられる。陸軍とのこれまでの密接な関係性からして、園城寺側には、修繕費を得られる見込みが十分にあつたのではないだろうか。願書には、收容所となつた各院の詳細な修繕設計書が図面とともに添付されている。設計書には、十一か院の大修繕のために必要な金額として、計一万六五二円九一銭（約三億三〇二四万円）が提示された。

園城寺はこのように莫大な金額を陸軍に請求しているが、寺の退廃は必ずしも園城寺側の誇張ではなかった。実際、県知事は園城寺を調査したところ、「事実申立ノ通頗ル大破ニ属シ見ルニ忍ヒサルノ状態ニ有之」とし、交付された宿舍料および修理代金だけでは復旧の目的が立たないと、寺側の主張を認めている。⁽⁵²⁾

また、村田大津市長は「該寺ハ本邦有数ノ名利ニシテ、外国觀光者ハ素ヨリ内地人ノ常ニ参拝スル者陸続絶ス、当市繁栄上ノ関係モ浅カラズ」と、外国人觀光客や参拝者の多く訪れる園城寺の荒廃は、大津市の繁栄に支障をきたすため、寺觀の回復が望ましいことを説いた。⁽⁵³⁾

当時、交通網の発達や博覧会の開催に伴い観光熱が高まっており、大津市としても園城寺は整備すべき観光の要所であった。京都における第四回内国勸業博覧会と平安遷都千百年祭の開催に伴い作成されたパンフレット、「浜大津付近銅版画」（一八九五年）には、「三井寺観音、園城寺、円満院、近江物産販売所、第九聯隊兵營」の文字が見られ、⁽⁵⁵⁾ 観客誘致のための一資源として園城寺が注目されていたことがわかる。訪日外国人の大津遊覧では、園城寺は石山寺とともに観光の名所となり、⁽⁵⁶⁾ 大津に数多く点在した寺院のなかでも代表的な存在として位置づけられていた。湖南汽船は一八九四年から石山や坂本へ湖上遊覧船の営業を開始、一九〇三年第五回内国勸業博覧会にあわせて湖上汽船での「近江八景めぐり」を宣伝して客の誘致に成功を収めている。

鈴木県知事は当時の宗教局長である斯波淳六郎に対しても、園城寺修理補助費の件で助力を求めた。⁽⁵⁶⁾ 鈴木の本書簡によれば、園城寺は一九〇六年四月、第四師団経理部へ出頭したものの、請願不認可を伝えられ、「非常ニ落胆」した様子だったという。また、捕虜收容以前、園城寺の各院には住職らがそれぞれ居住していたが、返却されてから「非常ノ大破ニ属シ、其実況一々書面ニ尽シ難キ有様」であり、とても住めるような状態ではないとし、復旧修理の必要を訴えている。

結局、陸軍側は、建物を還付する際に立会調査のうえ処置が完了しているため、園城寺側の願書を認可できないとする通知を、撤回することはなかった。斯波宗教局長も知事の願いを受けて陸軍次官へ問い合わせているが、「到底詮議六ヶ敷、已に夫に立合実地調査の上修理費交付済に付今更何共致方無之、如斯一旦処分済の上直に出願に依り再調査に付するは実際限無之義なりとの事」と回答を得ている。⁽⁵⁷⁾

おわりに

本稿では、大津市に置かれた日露戦争のロシア兵捕虜收容所について、市の動向や建物貸借の契約内容、收容所と

して用いられた寺院の位置関係を具体的に明らかにした。大津收容所としては、市内に寺院が集中していた地域が選ばれ、なかでも陸軍兵舎に隣接する園城寺の院・堂が主として用いられた。

園城寺は日露戦争後、建物の損害賠償を陸軍に要求しており、その背景には近代における同寺と陸軍との密接な関係性があつた。松山收容所で使われた寺院と比較して、古刹であり観光の要所でありながらも、近代以降、戦中戦後を問わず陸軍に利用されてきた園城寺の特異な経験が、莫大な修繕費補助の請求に結びついたのである。

それと同時に、大津では、松山の場合と異なり捕虜收容施設を別途建設しなかったため、園城寺に大きな負担が強いられた点も指摘できる。⁽⁸⁸⁾第一章第二節では、大津市議会で捕虜收容所建築に関する建議が出されたものの、実現されなかったことを述べた。松山のように仮設のバラックが用意されていたなら、あるいは園城寺のようにロシア兵捕虜が一極に集中することもなかったはずだ。

とはいえ、市長や県知事による後押しのもと、園城寺が寺観を回復するため陸軍に請求した修理費の補助は、どれほど妥当だったのだろうか。陸軍と締結した契約には、たしかに貸借当時の原形に復することが定められていたが、園城寺及び市、県はそれ以上の大規模改修を企図しているようにも思われる。いずれにしても、それを検証するためには、園城寺の日露戦争以前の状態ないし経営事情に関する情報が必要であり、同寺の近代史資料の整理に基づく解明が期待される。

最後に、日露戦争後の園城寺と陸軍の状況について簡単に触れておきたい。宇垣一成の軍縮により第九連隊は一九二五年、一部を残して京都の深草へ移動するが、広大な練兵場と兵舎は残された。⁽⁸⁹⁾一方、観光という側面からは、園城寺が注目され続けたことが、一九二〇年代の江若鉄道「沿線案内図」からも読み取れる。⁽⁹⁰⁾また、一九三〇年代の観光パンフレット『滋賀県案内』では、旅客が愛着をもつ名所として園城寺が強調され、「もとの三井寺境内の三分の一、北院は、明治になつて、大部分、いかめしい兵営と、練兵場とになつた。それでも、中院から山づたいに、北の方には一山附属の諸堂がつましましやかに残されてある」(傍点は引用者)と、軍事施設に隣接し、多大な影響を受けつ

つも存続する園城寺のありようを表している。⁶¹⁾

(1) 滋賀県平和記念館、滋賀県立大学(中井研究室)『滋賀県戦争遺跡分布調査報告書』(二〇一八年三月)。

(2) 「各地俘虜收容所俘虜死亡人員表」の一九〇五年五月にみられるロシア兵死亡者一名と合致している(JAGR(アジア歴史資料センター) Ref. C06040143100「明治三七・八年戦役業務詳報 軍務局 軍事課 防衛省防衛研究所」)。

(3) 吹浦忠正『NHKブックス [1040] 捕虜たちの日露戦争』(日本放送出版協会、二〇〇五年)。

(4) 松山大学編『マツヤマの記憶―日露戦争一〇〇年とロシア兵捕虜』(成文社、二〇〇四年)。日露戦争時のロシア兵捕虜收容所について、松山收容所がよく知られている理由としては、最初の人々が多くの記録を残していること、松山出身の作家による文学作品に捕虜の実態が描かれていることなどが指摘されている(吹浦忠正『NHKブックス [1040] 捕虜たちの日露戦争』(日本放送出版協会、二〇〇五年、二〇一〇―二〇四頁)。

(5) 『新修大津市史 第五卷』(大津市役所、一九八二年)二四五頁。

(6) 滋賀県県政史料室編『公文書でたどる近代滋賀のあゆみ』(サンライズ出版、二〇一三年)、生嶋輝美執筆項目(二六―二二九頁)。長等山園城寺は、天台寺門宗総本山であり一般に三井寺と呼ばれる。新聞等の資料中は三井寺の名称が使われていることが多いが、本稿では正式名称である園城寺を用いる。

(7) なお、本稿では滋賀県及び陸軍側に残る資料を用い、園城寺所蔵の資料は扱っていない。園城寺長史の福家俊彦氏によれば、同寺所蔵の近代文書はその大半が未調査である。近代以降の園城寺の実態や、捕虜收容所に関する資料が発見される可能性が十分あり、今後の長期的な調査が望まれる。

(8) 日露戦争捕虜の概説は、吹浦忠正『捕虜たちの日露戦争』(日本放送局出版会、二〇〇五年)、松山大学編『マツヤマの記憶―日露戦争一〇〇年とロシア兵捕虜』(成文社、二〇〇四年)を参考にした。

(9) 『俘虜記事』(陸軍省編『日露戦争統計集 第一五巻』、東洋書林、一九九五年)。

(10) 『露国俘虜收容所別人員』(陸軍省編『日露戦争統計集 第一五巻』、東洋書林、一九九五年)。

(11) 京都市市政史編さん委員会編『京都市政史 第一巻 市政の形成』(京都市、二〇〇九年)二七四―二七五頁。

(12) 『新修大津市史 第五卷』(大津市役所、一九八二年)や滋賀県県政資料室編『公文書でたどる近代滋賀のあゆみ』(サンライズ出版、二〇一三年)では、市内に二十六か所の收容所が設置されたと記述されている。また、陸軍の記録によれば、二十九件の「教会堂及寺院」と一件の「民有建物」が用いられたとされており(『俘虜收容所一覽』陸軍省編『日露戦争統計集 第一五巻』、東洋書林、一九九五年)、数に相違がある。本稿では、収

容所貸借の契約に関する資料に依拠し、計三十四か所が捕虜の関係施設として使われたとする。ただし、後に追加された園城寺の三か院を加えると、最終的には計三十七か所が充てられたことになる。

(13) 「露国俘虜收容所別人員」(陸軍省編『日露戦争統計集 第一五卷』東洋書林、一九九五年)。

(14) 「大津市戦時事績」(一九〇七年二月、明ひ13(1)、滋賀県立公文書館蔵)。「戦時事績」は、一九〇六年十月の県訓令により各市町村に編纂が命じられたもので、日露戦争中の住民への後援事業や、その経営について改善を図った事績を記録し、戦後に活かすために企画された。「大津市戦時事績」には、日露戦争時の市内の状況や、捕虜收容の経緯が詳細に記されている。

(15) 「俘虜收容準備」(大津)(一九〇五年三月十五日付『京都日出新聞』)。

(16) 「俘虜收容続報」(大津)(一九〇五年三月十七日付『京都日出新聞』)。

(17) 「市参事会」(一九〇五年三月十七日付『京都日出新聞』)。
(18) 「俘虜收容に就て」(大津)(一九〇五年三月二十一日付『京都日出新聞』)。

(19) 「俘虜到着」(大津)(一九〇五年三月二十五日付『京都日出新聞』)。

(20) 「俘虜雑俎」(一九〇五年三月二十五日付『京都日出新聞』)。

(21) 「俘虜の通過と到着」(一九〇五年三月二十四日付『京都日出新聞』)。

(22) 「俘虜到着」(大津)(一九〇五年三月二十五日付『京都日出新聞』)。

(23) 「俘虜の宗教別」(大津)(一九〇五年三月三十日付『京都日出新聞』)。

(24) 「俘虜用炊事服及炊事場用下駄調弁の件」(JACAR) (アジア歴史資料センター) Ref. C03026348400' 一九〇五年「満大日記 五月中」 防衛省防衛研究所)。

(25) 大津市議会編集・発行『大津市議会史―記述編』(一九九一年) 三九〜四〇頁。

(26) 「朝密号外 十月二十日 内藤歩兵第九聯隊長 受領捕虜中赤痢症発生の件」(JACAR) (アジア歴史資料センター) Ref. C06600769 00、一八九四年自六月至十月「秘二七、八年戦役緒報告 卷」 防衛省防衛研究所)。なお、日清戦争の際には、園城寺は連隊の出兵、帰還の際に使用されたが、捕虜收容所としては使われていない。

(27) 「大津市戦時事績」(一九〇七年二月、明ひ13(1)、滋賀県立公文書館蔵)。

(28) 「臨時種痘」(一九〇五年四月九日付『京都日出新聞』)。

(29) 「大津市戦時事績」(一九〇七年二月、明ひ13(1)、滋賀県立公文書館蔵)。

(30) 「俘虜の散歩許可」(大津)(一九〇五年四月十三日付『京都日出新聞』)。

(31) 「俘虜の観覧」(一九〇五年八月三十日付『京都日出新聞』)。

(32) 「俘虜取締巡查勤務規程」(一九〇五年四月十三日付、明ひ215(63)、滋賀県立公文書館蔵)。

(33) 「大津市戦時事績」(一九〇七年二月、明ひ13(1)、滋賀県立公文書館蔵)。

(34) 「大津市戦時事績」(一九〇七年二月、明ひ13(1)、滋賀県立

公文書館蔵)。

(35)「契約書」(「借上寺院復旧の件」JACAR(アジア歴史資料センター) Ref. C03027043100、一九〇六年「満大日記 四月上」) 防衛省防衛研究所)。

(36)「明治参拾八年露国俘虜収容調査表」(一九〇六年三月十六日付「寺中建造物大修理に付補助費下賜願」明し77(11)、滋賀県立公文書館蔵)。

(37)「大津市戦時事績」(一九〇七年二月、明ひ13(1)、滋賀県立公文書館蔵)。

(38)あくまで目安ではあるが、一九〇〇年における小学校教員の初任給が一〇〇〜一三円であった(週刊朝日編『値段史年表 明治・大正・昭和』朝日新聞社、一九八八年、九二頁)。仮に当時の小学校教員の初任給を一〇円として、現在のそれを二〇万円と考へ換算すると、二八六五円は約五七三〇万円である。以下本稿における換算は、同様に行っている。なお、捕虜収容に日本側が負担した経費は、戦後締結されたポーツマス講和条約によって、ロシア側から返還されている(正確には、日本が負担した費用と、ロシアが日本兵捕虜に要した費用の差額)(伊藤信哉『第二章 捕虜の経費を負擔したのは誰か』松山大学編『マツヤマの記憶―日露戦争一〇〇年とロシア兵捕虜』成文社、二〇〇四年、一七六〜一九〇頁)。

(39)「元大津俘虜収容所貸借関係説明書」の附表、「大津俘虜収容所借入料支払調書」より(「借上寺院復旧の件」JACAR(アジア歴史資料センター) Ref. C03027043100、一九〇六年「満大日記 四月上」) 防衛省防衛研究所)。表2は附表をもとに作成。

(40)「俘虜収容に就て(大津)」(一九〇五年五月二十五日付『京都日出

新聞』)。

(41)岡田祐孝「園城寺を巡りて」(天台宗寺門派御遠忌事務局『園城寺之研究』園城寺、一九三二年、七一〜七二頁)。

(42)岡田祐孝「園城寺を巡りて」(天台宗寺門派御遠忌事務局『園城寺之研究』園城寺、一九三二年、七一〜七二頁)。

(43)以下、歩兵第九連隊については、『新修大津市史 第五卷』(大津市役所、一九八二年)二五〜一四六頁を参考にした。

(44)羽賀祥二『明治維新と宗教』(法蔵館、二〇二二年)五〇三〜五〇九頁)。

(45)「紀念祭の賑ひ」(一八八六年十一月七日付『中外電報』)。

(46)一九〇六年三月十六日付「寺中建造物大修理に付補助費下賜願」(明し77(11)、滋賀県立公文書館蔵)。

(47)「大津市戦時事績」(一九〇七年二月、明ひ13(1)、滋賀県立公文書館蔵)。

(48)一九〇六年一月七日付「損害調書」(「借上寺院復旧の件」JACAR(アジア歴史資料センター) Ref. C03027043100、一九〇六年「満大日記 四月上」) 防衛省防衛研究所)。

(49)「大津俘虜収容所各寺院損害仕訳明細調書」(一九〇六年一月七日付「損害調書」の付属表)(「借上寺院復旧の件」JACAR(アジア歴史資料センター) Ref. C03027043100、一九〇六年「満大日記 四月上」) 防衛省防衛研究所)。

(50)一九〇六年三月十六日付「寺中建造物大修理に付補助費下賜願」(明し77(11)、滋賀県立公文書館蔵)。

(51)捕虜収容所となった松山の雲祥寺と弘願寺には、捕虜による落書きがあったという(松山大学編『マツヤマの記憶―日露戦争一〇〇年とロシア兵捕虜』成文社、二〇〇四年、二二〜二八頁)。

(52) 一九〇六年三月二十日付、寺内正毅宛「園城寺境内寺院建物修理費補助願ニ付上申」(「借上寺院復旧の件」JACAR(アジア歴史資料センター) Ref. C03027043100* 一九〇六年「満大日記 四月上」防衛省防衛研究所)。

(53) 一九〇六年三月十九日付、鈴木定直宛副申(「借上寺院復旧の件」JACAR(アジア歴史資料センター) Ref. C03027043100* 一九〇六年「満大日記 四月上」防衛省防衛研究所)。

(54) 木村至宏編『図説 滋賀県の歴史』(河出書房新社、一九八七年)二六一頁。

(55) 「独逸公使」(一八八四年十月十五日付『中外電報』)では、ドイツ公使一行が、石山寺を遊覧する予定を、「ハイインリヒ殿下」(一八八九年五月八日付『中外電報』)では、「殿下」(ハイインリヒ・フォン・プロイセン)が京都から石山寺、三井寺、琵琶湖等を巡覧したことを報じている。

(56) 一九〇六年四月二十三日付、斯波淳六郎宛鈴木定直書簡(明し77(11)、滋賀県立公文書館蔵)。

(57) 一九〇六年七月四日付、鈴木定直宛斯波淳六郎書簡(明し77(11)、滋賀県立公文書館蔵)。

(58) 松山では、当初大林寺が収容所として使われていた。しかし、その後収容施設が増えると、建物が分散し取り締まりに困難であるという理由から、一九〇四年六月十六日、城北練兵場のなかに「仮設病院」が開設され、傷病兵の収容施設となった(松山大学編『マツヤマの記憶―日露戦争一〇〇年とロシア兵捕虜』成文社、二〇〇四年、二〇―二九頁)。

(59) 一九四三年にはその一部に陸軍少年飛行兵学校が設置された。敗戦とともに軍用地は米軍に接収されて駐屯地となり、一九五八

年に日本へ返還されている(『新修大津市史 第八卷 中部地域』大津市役所、一九八五年、二〇七頁)。

(60) 比叡山延暦寺で始まった伝教大師千百年大遠忌の参詣者の輸送のために江若鉄道が開通し、一九二二(大正十)年三月十五日始発駅として「三井寺下」駅が設置された(大津市歴史博物館『企画展ありし日の江若鉄道―大津・湖西をむすぶ鉄路―』大津市歴史博物館、二〇〇九年、大津市歴史博物館編『江若鉄道の思い出ありし日の沿線風景』サンライズ出版、二〇一五年)。鉄道の「沿線案内図」にある三井寺下駅の周辺には、一九二五年頃には、「三井寺、商品陳列所、田満院、歩兵第九聯隊」の名称がみられるが、一九二九年頃のものには「三井寺、京都疏水」の名称のみみられる(『目で見る大津の一〇〇年』郷土出版社、一九九二年、六二頁、『新修大津市史 第八卷 中部地域』大津市役所、一九八五年、二〇六頁)。

(61) 『滋賀県案内』(滋賀県、一九三二年)。(のむら・さなえ/同志社大学大学院)